



**【目次】**

・消費者月間に  
思う

……1ページ

・消費者の財産  
的被害の集団的  
な回復のための  
民事の裁判手続  
の特例に関する  
法律案について

……2ページ

・消費者のフライ  
バシー保護

……3ページ

・総会と公開セ  
ミナーのお知らせ  
・第8回地方消  
費者委員会  
・会費請求につ  
いて  
・編集後記

……4ページ

## 消費者月間に思う

一般社団法人北海道消費者協会専務理事・  
認定NPO法人消費者支援ネット北海道副理事長  
木谷 洋史

5月は「消費者月間」。昨年12月に「消費者教育推進法」が施行されたことから、今年の月間テーマは「学ぶことからはじめよう～自立した消費者に向けて～」です。

筆者が籍を置く北海道消費者協会も、会員である道内各地域の消費者協会も、街頭に立ったりパネル展を開いたりしながら悪質商法への注意や食の安全・安心などを呼びかけています。会員が毎年、市街地から離れた高齢者世帯を巡回して詐欺的な商法への注意を喚起している協会もあります。

こうした努力をせせら笑うかのように、悪質商法は複雑、巧妙化し後を絶ちません。

最近のニュースで憤りを感じたのは、アメリカの資産運用会社「MR | インターナショナル」の資産消失問題。米国の診療報酬債権運用による年6～8.5%の高利回りと安全性をうたって、日本の投資家8,700人から約1,300億円を集めたが、ほとんどが他へ流用され失われた、と伝えられています。

問題なのは、関東財務局が同社を金融商品取引業者に登録しているながら、業者数が多くて手が回らないことを理由に5年間、検査も調査もしていなかったことです。

安倍政権はTPP参加交渉にまっしぐら。参加が認められ協定が発効すれば海外からのカネ、モノ、サービスの流入は一段と活発化し、それに紛れてこの手の事業者が忍び込んでくる可能性も高まります。問題商法は洋の東西を問いません。被害を未然に防ぐにはやはり、民間頼りではない国のしっかりした監視体制と消費者保護政策が必要です。



## 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案について

認定NPO法人消費者支援ネット北海道 専務理事・弁護士 道尻 豊

入学辞退にもかかわらず授業料の返還を拒まれたり、購入した商品に欠陥があって代金を返してもらいたい等の消費者トラブルは後を絶たないが、消費者が泣き寝入りを強いられることも少なくない。事業者は情報力や交渉力において消費者を上回り、また、個人で訴えを提起して勝訴したとしても、得られる金銭が裁判のコストに見合わないことが多いからである。

こうした状況の改善が長く望まれてきたところ、平成25年4月、消費者の財産的な被害を集団的に回復する新たな制度を定めた「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案」がついに国会に提出された。この新制度では、まず第一段階として、適格消費者団体の中からさらに認定を受けた団体が事業者を訴え、勝訴すれば、事業者が多数の消費者に対して金銭を支払う集団的な義務が認められる。その義務が認められれば、第二段階として、認定団体が被害者に通知し、手続に参加した人たちの被害額を確定する手続を裁判所に申し立て、これを決定してもらうというものである。

この新制度によって、個々人では力が弱い消費者に代わって少額・多人数型の消費者被害を一挙解決することができるようになるのはもちろん、こうした制度が存在すること自体で、不当な事業活動に対する抑止的効果が一層高まるものと期待される。ホクネットとしても、認定の取得に向けて努力したいと考えている。

もっとも、企業側からは濫訴による経済活動への弊害が指摘されているが、適格消費者団体が認定・更新を受ける際には国の厳格な審査や監督があるし、必要もなく多数の訴えを提起するといった懸念は全くの杞憂にすぎない。

むしろ課題は、多数の被害者からの問い合わせに対応するといった事務作業や消費者に通知する費用など、この新制度に伴う認定団体側の負担の増大にある。適格消費者団体は基本的に会費・寄付により成り立っているため財務基盤は脆弱で、ボランティア的に運営されている実態にあり、国による資金面での支援策が強く望まれる。また、今の法律案には、適用される消費者被害の範囲が狭すぎるといった問題もある。国会では、そうした改善点についての議論も期待したい。

法律案概要は <http://www.caa.go.jp/planning/pdf/130419-0.pdf>

法律案要綱は <http://www.caa.go.jp/planning/pdf/130419-1.pdf> でご覧になれます。

## 消費者のプライバシー保護

認定NPO法人消費者支援ネット北海道 検討委員長・  
北海道大学大学院法学研究科教授 町村 泰貴

情報通信技術の進展に伴い、消費者が様々な利便性を手に入れると同時にプライバシーが危険にさらされている。

最近の代表的な事例では、TSUTAYA を運営するカルチャーコンビニエンスクラブ（CCC）のTカードというシステムが注目を集めている。Tカードは、T会員規約によると、ポイントプログラム参加企業での利用履歴をCCCが取得し、その情報をマーケティングに利用するとともに、ポイントプログラム参加企業も共同利用することになっている。それによって消費者は様々なお店でポイントがたまり、お得な感じがするのだが、将来はもっと便利になるかもしれない。例えばポイントプログラム参加企業であるコンビニで買い物をしていると、そのレシートとかレジ画面とかに、そのコンビニの近所で行われている特売が案内されたり、近所のTSUTAYAで話題作がレンタル開始になったというご案内が流れたりする。それも一般的な広告というだけでなく、個々の消費者の買い物履歴に合わせた、その人が興味を持ちそうな広告が表示されるようになるかもしれない。

しかしながら、例えば薬局などがポイントプログラム参加企業となれば、その薬局でも利用履歴がCCCとポイントプログラム参加企業の間で共同利用される。利用履歴に具体的な薬品名が入っていれば、プライバシーの重大な侵害ともなりうるし、薬剤師や医薬品販売業者の守秘義務違反の可能性も生じる。

もっとも、薬局で売られている薬のうち、処方薬などは商品名がCCCに提供されないことになっているので、それほど問題はないかもしれない。ところが、ポイントプログラム参加企業には美容整形外科医院も含まれている。美容整形外科を利用して一定金額の処置を受けたということ、それ自体もおそらく人に知られたくない事実となるだろう。

既にポイント・カードを用いた購入履歴やインターネット利用履歴による広告の個別化は様々な企業が先行しているが、CCCの事例は多数のポイントプログラム参加企業の購入履歴が一括して扱われ、プライバシー侵害の方向に従来以上に踏み出している。

この状況は、消費者のプライバシー問題であるから、消費者の集団的利益を擁護すべきものとして設立された適格消費者団体としても守備範囲に入る。そこでホクネットとしても、プライバシーや個人情報保護といった問題に、もっと積極的に関わるべく、CCCへの申入れや質問などを行なってきているところである。

# 総会と公開セミナーのお知らせ

消費者支援ネット北海道の25年度総会を6月22日に開催します。個人協力会員の方もオブザーバー参加できます。「改正特定商取引法」についてのセミナーも開催しますので是非ご参加ください。

## 25年度総会

日時：6月22日(土)13:30~15:00  
場所：札幌市教育文化会館 研修室 301  
(札幌市中央区北1条西13丁目)  
~~~~~

## 公開セミナー

改正特定商取引法～「押し買い」も規制されます  
日時：6月22日(土)15:15~16:45  
場所：札幌市教育文化会館 研修室 301  
講師：道尻 豊氏(認定NPO法人消費者支援  
ネット北海道専務理事・弁護士)  
参加費：300円(資料代)

## \*第8回地方消費者委員会\*

5月25日道庁赤レンガ庁舎で内閣府消費者委員会によるシンポジウム「製品安全について」が開催されました。

(一社)北海道消費者協会の橋本智子会長の挨拶に始まり、消費者委員会の河上正二委員長の基調講演「消費者委員会の活動と製品の安全」、北海道における消費者行政の現状と取り組みの報告、消費者委員会の夏目智子委員より「消費者事故防止のための情報周知徹底に向けた対応策について」講演、消費者庁における製品安全の取り組みが報告されました。

後半のパネルディスカッションには認定NPO法人消費者支援ネット北海道の道尻豊専務理事も参加し、新しい消費者被害救済制度を活用できるように調査機関などとの連携が必要と意見を述べました。

### 寄附金を受け付けています！！

活動の一層の充実のために広く皆様からの寄附金をお願いしております。

### 税額控除の対象となります！

ご寄附いただいた方には、領収書とお礼のお手紙をお送りいたします。

- 寄附の振込みは郵便振替でお願いいたします。金額はいくらでも結構です。
- ・加入者名「特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道」
- ・郵便振替口座番号 02720-0-45081
- ・振込み者の「郵便番号」「ご住所」「お名前」「電話番号」をご記入ください。

### 編集後記

「マイナンバー法」が成立しました。国民を番号で管理するというもので、多額の税金を費やして導入する制度でありながら、国民にとってのメリットはどのようなのでしょうか？アメリカや韓国の先進事例を見ると個人情報流出や「なりすまし」が懸念されますので、問題を精査して対処法を提示した上で導入していただきたいと思っております。民間活用も検討されているようですが、プライバシー保護という点で不安が尽きません。



内閣総理大臣認定 適格消費者団体  
認定特定非営利活動法人  
消費者支援ネット北海道  
(愛称:ホクネット)

〒060-0004  
札幌市中央区北4条西12丁目  
ほくろうビル4F  
TEL: 011-221-5884  
FAX: 011-221-5887  
E-MAIL  
Info\_hokkaido@hocnet1222.jp  
URL  
<http://www.e-hocnet.info/>

\* 次号のニューズレター発行は平成25年7月31日を予定しています。